

奈良県と田原本町との県有地（阪手北・西井上地区）
を核としたまちづくりに関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び田原本町（以下「乙」という。）は、同町阪手北・西井上地区における県有地を核としたまちづくりについて、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原本町内における地域経済の発展や雇用創出に向けて潜在能力を有する地域の新たなまちづくりに資するため、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、「交通安全・安心のまち」をテーマとしたまちづくり（以下「まちづくり」という。）に向けて、次の事項に取り組む。

- （1）新しい運転免許センターの整備に関すること
- （2）県警の一部機能移転に関すること
- （3）その他、県有地周辺を含む地域の活性化に関すること

（対象地区）

第3条 前条に掲げるまちづくりに関し、甲が実施する事業の対象とする地区の位置及び区域（以下「事業区域」という。）は別紙1のとおりとする。ただし、別紙1に掲げる事業区域については、甲のまちづくりの構想・計画策定に応じ、甲及び乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 甲が策定するまちづくりの構想・計画に関すること
乙が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること
事業区域において、甲が必要と認める施設整備等に関すること

- 乙 乙が策定するまちづくりの構想・計画に関すること
- 甲が策定するまちづくりの構想・計画の支援に関すること
- まちづくりに附随する乙が必要と認める施設整備等に関すること

(予算の確保)

第5条 甲及び乙は、前条に規定する役割分担に基づく取組に必要な予算の確保に努めるものとする。

(協定の変更)

第6条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、変更するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲または乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度関係機関を含め、協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ押印の上、各1通を保有する。

令和6年5月14日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県知事 山下 真

乙 磯城郡田原本町890番地1
田原本町長 高江 啓史